

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-507409(P2005-507409A)

【公表日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-011

【出願番号】特願2003-539644(P2003-539644)

【国際特許分類】

A 61 K 31/732 (2006.01)

A 61 K 31/734 (2006.01)

A 61 K 33/10 (2006.01)

A 61 K 45/00 (2006.01)

A 61 P 1/04 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/732

A 61 K 31/734

A 61 K 33/10

A 61 K 45/00

A 61 P 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月19日(2005.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

・アルギン酸もしくはその塩；
 ・ペクチン；および
 ・水性の酸と接触した際に非毒性ガスを生成し得るガス生成物質；
 を含む医薬組成物であって、該組成物が低pHに暴露された場合に浮遊性胃内ラフト(floating gastric raft)を形成し得る組成物。

【請求項2】

生体高分子鎖に対して50%以上のエステル含量を有する高エステルペクチンから選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

高エステルペクチンが、メチルエステルペクチンである、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

アルギン酸もしくはその塩が、高グルコネート含量を有する、請求項1から3に記載の組成物。

【請求項5】

アルギン酸もしくはその塩が、非解離酸、アルギン酸ナトリウム、またはアルギン酸カリウムから選択される、請求項1から4に記載の組成物。

【請求項6】

アルギン酸が用いられている、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

ガス生成物質が、アルカリ金属またはカルシウムを除くアルカリ土類金属の炭酸塩または

重炭酸塩から選択される、請求項 1 から 6 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 8】

ガス生成物質が、重炭酸ナトリウムもしくは重炭酸カリウムから選択される、請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

ガス生成物質が重炭酸ナトリウムである、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

さらに制酸剤である薬学的に許容される成分を含む、請求項 1 から 9 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 11】

アルギン酸もしくはその塩のペクチンに対する比が約 1 : 1 である、請求項 1 から 10 のいずれか 1 つに記載の組成物。

【請求項 12】

アルギン酸もしくはその塩が、単位用量当たり 50 mg から 500 mg で、かつ 2 から 20 % w t . の含量で存在し、高エステルペクチンが、単位用量当たり 50 から 500 mg で、または 2 から 20 % w t . の含量で存在し、重炭酸アルカリ金属もしくは重炭酸アルカリ土類金属（カルシウムを除く）が 50 から 400 mg で、かつ 2 から 16 % w t . で存在する、請求項 1 から 3 に記載の組成物。

【請求項 13】

制酸剤成分を適切な量でさらに含む、請求項 12 に記載の組成物。

【請求項 14】

250 mg のアルギン酸、250 mg の高メトキシペクチン（比 1 : 1 ）、および 200 mg の NaHCO₃ を含む組成物。

【請求項 15】

治療における、請求項 1 から 14 のいずれか 1 つに記載の組成物の使用。

【請求項 16】

胃腸管逆流疾患の処置における、請求項 1 から 14 のいずれか 1 つに記載の組成物の使用。

【請求項 17】

胃腸管逆流疾患の処置のための医薬の製造における、請求項 1 から 14 のいずれか 1 つに記載の組成物の使用。

【請求項 18】

治療が必要な患者を処置する方法であって、請求項 1 から 14 のいずれか 1 つに記載の組成物を、治療上効果的な量で該患者に投与することを含む方法。